

## 新型コロナウイルス感染症による経済支援等に関する相談窓口一覧

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
個人	生活福祉資金の貸付	休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。	社会福祉協議会 (0823) 25-0266  生活支援課 自立支援室内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30～ 17:15 (平日)	①緊急小口資金（主に休業された方） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に、1世帯につき10万円（※学校等の休業・個人事業主等の特例 20万円以内）を無利子で貸付します。  ②総合支援資金（主に失業された方） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。（貸付上限（二人以上世帯）月20万円以内（単身）月15万円以内 貸付期間 原則3月以内 貸付利子 無利子）  【受付場所】 福祉会館 1階 社会福祉協議会内  ※受付期間 令和3年3月31日まで
	就労支援、住居確保給付金等	離職や収入の減少等により生活が困窮する場合、相談に応じます。	生活支援課 自立支援室内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30～ 17:15 (平日)	①就労支援 離職、失業した方に対して再就職等の支援を行います。  ②住居確保給付金 離職や休業により収入が減り、家賃が払えずに住居を失うおそれのある方に対して、家賃を有期で給付し、再就職等を支援します。
	新生児応援給付金の支給（市独自の給付金）	国の特別定額給付金の支給対象（基準日：令和2年4月27日）とならなかった令和2年4月28日から令和2年12月31日までの間に出生し、最初の住民登録を呉市で行った子どもに対し、出生した子ども1人につき10万円を支給します。	子育て支援課 (0823) 25-3173	8:30～ 17:15 (平日)	子育て支援課から順次案内を送付しますので、給付金を振り込む金融機関の口座を届け出てください。 ※案内及び給付金の支給時期は子どもの出生月により異なります。詳しくは問い合わせてください。
	国民健康保険料の減免	次のいずれかに該当する場合は、保険料が減免となります。 ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少（10分の3以上）が見込まれる世帯（収入の種類・所得制限あり） ※詳しくは、各担当課へ問い合わせてください。	保険年金課 (0823) 25-3153	8:30～ 17:15 (平日)	
	後期高齢者医療保険料の減免	※減免に該当しない場合も、納付が難しい場合は相談してください。	保険年金課 (0823) 25-3156		
	介護保険料の減免	介護保険課 (0823) 25-3176			
	国民健康保険傷病手当金の支給	給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のため労務に服することができなくなり、事業主から十分な報酬が受けられない場合に傷病手当金を支給します。	保険年金課 (0823) 25-3154	8:30～ 17:15 (平日)	
	後期高齢者医療傷病手当金の支給		保険年金課 (0823) 25-3156	8:30～ 17:15 (平日)	
	国民年金保険料の納付に関する相談	国民年金保険料の納付が困難な場合、納付に関する相談に応じます。	保険年金課 (0823) 25-3157	8:30～ 17:15 (平日)	年金事務所でも相談・申請できます。

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
個人	令和2年度個人 市・県民税の減免	前年の合計所得金額が500万円以下で、失業・廃業・休業等により、本年の収入見込額が前年の課税収入金額の2分の1以下に減少し、納税が困難である場合、所得割額を減額又は免除します。	市民税課 (0823)25-3193	8:30～ 17:15 (平日)	
個人・ 事業者	介護職員等に対する慰労金及び介護サービス事業所・施設等に対する支援	介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対して慰労金を給付します。また、新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所・施設等に対して費用を補助します。	広島県新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム (介護) 082-513-2840	8:30～ 17:15 (平日)	【申込期限】 令和3年2月末
	障害福祉サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金及び施設・事業所等に対する支援	障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対して慰労金を給付します。また、新型コロナウイルス感染症対策を行う障害福祉施設・事業所等に対して費用を補助します。	広島県新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム (障害) 082-513-2841	8:30～ 17:15 (平日)	【申込期限】 令和3年2月末
	医療従事者、職員に対する慰労金	新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応する医療従事者及び職員に慰労金を給付します。	広島県新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム (医療) 082-513-2839	8:30～ 17:15 (平日)	【申込期限】 令和3年2月末
	徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少(※)があり、納税が困難である場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間を限度に、徴収を猶予します。	収納課 (0823)25-3201	8:30～ 17:15 (平日)	(※)収入が前年同期に比べておおむね20%以上の減少
	上下水道料金の支払い猶予・分割納付	上下水道料金の支払いが困難な場合、支払い猶予や分割納付の相談に応じます。	上下水道局 お客様サービスセンター [平日] (0823)26-1622 [休日] (0823)26-1600	平日・休日ともに、8:30～ 17:15	